

随意契約理由書

1. 案件名称
区役所事務用庁内情報利用パソコンの保守外修繕
2. 契約の相手方
株式会社大塚商会 LA 関西営業部
3. 随意契約理由
保守対象外業務にかかる故障原因による修理は保守契約対象外である。しかし、借入契約である端末であることから、修理については、保守契約業者しか取り扱うことができないため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 30 年度 民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）

2. 契約の相手方

株式会社トライグループ 家庭教師のトライ大阪校

3. 随意契約理由

本事業は、教育環境の充実をはかるため、塾等の事業者が公共施設を活用して課外学習の支援を実施することで、中学生の習熟度に応じた学力向上を目的とするもので、週 1 回木曜日夜間に「寺子屋ちゅうおう」を実施する。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、優れた事業成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ
（電話番号：06-6267-9837）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 30 年度 中央区子どもの英語力向上支援事業

2. 契約の相手方

株式会社 日米英語学院

3. 随意契約理由

本事業は、中央区の市立小学校において、民間事業者を活用し、各学校の希望するプログラムで、ネイティブスピーカー等の派遣による英語の出張授業を実施する。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、本業務委託の優れた成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ
(電話番号：06-6267-9837)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 30 年度 中央区子どもの中央区体力向上支援事業

2. 契約の相手方

リーフラス株式会社

3. 随意契約理由

本事業は、中央区の市立小学校において、民間事業者を活用し、各校の希望するプログラムで、運動指導者の派遣により、スポーツの基本となる動作等を学習する出張授業を実施することにより、児童のスポーツへの関心を高め、児童の体力向上を支援することを目的とする。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、優れた事業成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ
(電話番号：06-6267-9837)

随意契約理由書

1. 案件名称

電子レジスター他4点保守業務委託

2. 契約の相手方

グローリー株式会社

3. 随意契約理由

電子レジスター他4点の保守点検を安全・確実かつ迅速に行うためには、機器の構造・動作原理等の知識を有していることが必要であるとともに、故障発生時における早急な部品の確保が肝要となる。

そのため、電子レジスター他4点の保守については、機器の製造業者又はこれらをも有する機器の納入・据付業者がその業務を請負っている。

仮に、保守業務を製造業者ごとに契約すると、故障発生原因による対応業者の選別が必要となることから復旧が遅延することとなり、保守責任の所在も不明確となる。

契約の相手方であるグローリー（株）は、電子レジスター他4点の納入・据付業者であるとともに、釣銭機及びドロアの製造業者であり、これらの保守業務は他社ではできないことから、本業務を行うことが唯一可能なグローリー（株）との特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ（電話番号：06-6267-9963）

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）